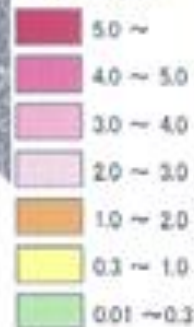


新・大阪府地震防災アクションプラン

～平成 27 年度の進捗状況～

(案)

浸水深(m)



※各アクションの進捗状況等は、平成 27 年度末での見込みをもとに作成しているため、年度末での実績をもとに、平成 28 年度初頭に確定版を作成予定です。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」は、以下のHPをご覧ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/new_actionplan/index.html

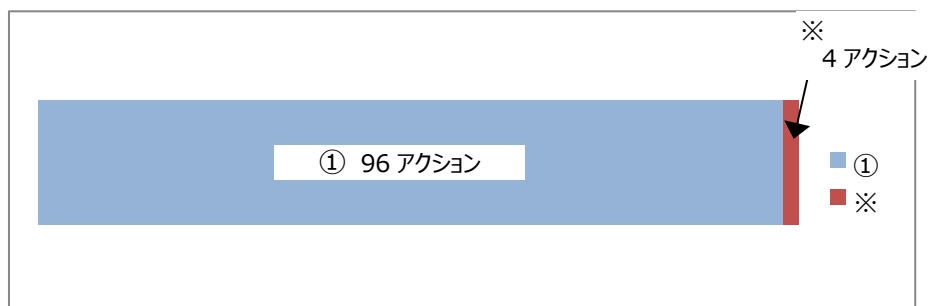
0 2.5 5 7.5 10 km

1. アクションの進捗評価

- 「新・大阪府地震防災アクションプラン」は、平成 27 年から 36 年度までの 10 年間を取組期間とし、府民の安心安全確保に全力を傾けるため、そのうち、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間は「集中取組期間」としています。
- この集中取組期間中の全アクションの進捗状況を検証し、着実な推進につなげます。
- ミッション I から III までの各アクションの集中取組期間での目標達成に向けた、アクションの進捗状況は、別表「進捗管理（P D C A）シート」のとおりです。
- アクション全体の進捗状況評価結果は以下のとおりです。

【アクション全体の進捗状況】

各アクションの進捗状況評価	平成 27 年度
① 計画以上もしくは概ね計画どおり 進んでいるアクション	96 アクション
※個別目標の再設定を行うアクション	4 アクション



- 評価の考え方は、以下のとおりです。

	(府や市町村等の) 取組み結果の定量化が可能	(府や市町村等の) 取組み結果の定量化が困難
府自ら取組むアクション	I 定量的指標による管理 ・防潮堤の津波浸水対策 ・水門の耐震化 等 22 アクション	II 取組内容の達成状況による評価 ・大阪 880 万人訓練の充実 ・津波防御施設の閉鎖体制の充実 ・災害医療体制の整備 等 41 アクション
市町村や民間団体等の取組み を支援するアクション	III 府の取組内容の達成状況による評価 ^(注) ・民間建築物の耐震化 ・鉄道施設の防災対策 ・管理化学物質の適正管理指導 等 16 アクション	IV 府の取組内容の達成状況による評価 ・地下空間対策の促進 ・帰宅困難者対策の確立 ・災害廃棄物の適正処理 等 21 アクション

(注): 市町村や民間団体等の取組み結果が定量的に示せるものについては、参考数値とします。

住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）の策定

- 大阪府では、平成 18 年に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震改修促進計画として、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」を策定し、平成 27 年までの 10 年間で、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を 9 割にすること等、耐震化率の向上を目標に、市町村及び関係団体等と連携して、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。
- この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受け、耐震化率だけで耐震化施策を評価することには限界があることから、平成 27 年度に、これまでの取組み状況等を踏まえ、新たな考え方に基づく目標を設定し、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」を策定しました。
- この「10 ヶ年戦略」では、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、府民みんなでめざすべき目標として「共通目標」を掲げるとともに、行政の取組みとして、耐震性が不足する危険な住宅を減らすための目標など、共通目標とは別に、「具体的な目標」を設定しました。
- 今後は、府民みんなでめざす共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という 2 段階の目標を掲げ、耐震化促進のための取組みを進めていきます。

【目標等の概要】

1)耐震化率(府民みんなでめざそう値)

府民みんなでめざそう値とは、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、府民みんなでめざすべき目標として掲げるもの。

①住宅の耐震化率:平成37年までに 95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率:平成32年までに 95%

2-1)民間住宅・建築物の具体的な目標

○木造住宅

- ・耐震性が不足する木造戸建住宅約 39 万戸、全てに確実な普及啓発(意識向上)
- ・耐震化への意識の高い所有者の木造戸建住宅約5万戸を中心に重点的な耐震化を促進
- ・耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定し、さまざまな取組みを実施

○多数の者が利用する建築物

- ・耐震性が不足する建築物約5千棟、全てに確実な普及啓発
- ・震診断が義務化された大規模な建築物のなかで、病院や学校など特に公共性の高いものを優先して耐震化を促進

○広域緊急交通路沿道建築物

- ・耐震診断の結果により耐震性が不足すると報告を受けた全ての建築物に確実な普及啓発
- ・道路を封鎖する危険性の高い建築物を優先して耐震化を促進

2-2)公共建築物等の具体的な目標

○府有建築物

- ・府有建築物の耐震化の方針に基づき、これまでの取組みを進めるとともに、経済活動を守る観点の耐震化に取り組む

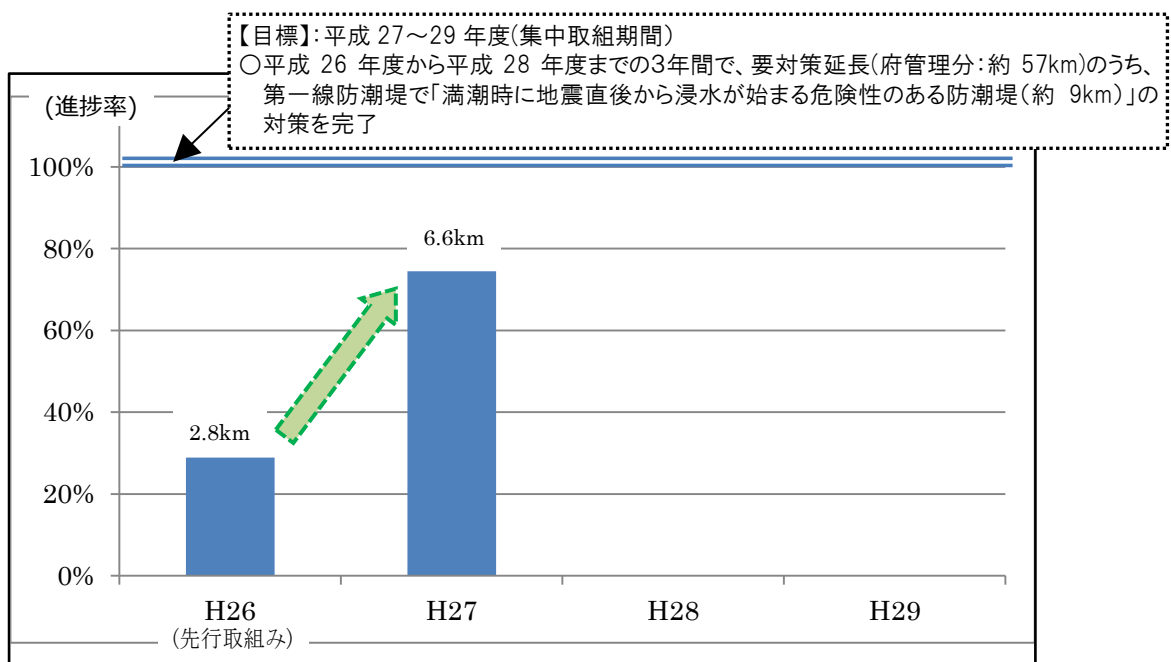
○大阪府住宅供給公社住宅

- ・府公社賃貸住宅の耐震化の方針に基づき、積極的に耐震化に取り組む

防潮堤の津波浸水対策

- 府が平成 25 年 8 月に公表した南海トラフ巨大地震被害想定では、最悪の条件が重なった場合、人的被害は 13 万 4 千人（そのうち、津波・浸水によるものが 13 万 3 千人）にのぼると想定しました。この被害を大きく軽減するには、防潮堤の津波浸水対策等のハード対策と、府民に迅速かつ安全に避難いただくための「逃げる」取組み等のソフト対策の強化が不可欠です。
- 現在、これらのアクションを精力的に進めていますが、ハード対策として中心施策である「防潮堤の津波浸水対策」の進捗状況は、以下のとおりです。

【アクション番号 1 防潮堤の津波浸水対策】



2. 主なアクションの進捗状況

【ミッションⅠ】巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

アクション1 防潮堤の津波浸水対策の推進

- ・津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、平成 26 年度から既に防潮堤の液状化対策を実施している。平成 28 年度までの3年間(集中取組期間中)で、第一線防潮堤のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある 防潮堤」の対策を完了させる。
- ・続いて、平成 30 年度までの5年間に第一線防潮堤(津波を直接防御)の対策を順に完了させ、平成 35 年度までの 10 年間で全対策の完了をめざす。

【目標】:平成 27～29 年度(集中取組期間)

- 平成 26 年度からの3年間で、要対策延長(府管理分:約 57km)のうち、第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤(約 9km)」の対策を完了

【H27 取組み状況】 ※3 月末見込み

- 「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤(約 9km)」の対策を推進。

【H28 取組み予定】

- 「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤(約 9km)」の対策を推進。

H26	H27 (3 月末見込み)	H28 予定
2.8km 完了	6.6km 完了予定	9km 完了

施行中



対策後



アクション8 ため池防災・減災対策の推進

- ・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施(H23 から実施中)を進めており、平成 27 年度に「ため池防災・減災アクションプラン」を策定する。
- ・同プランに基づき、集中取組期間中に、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。
- ・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。

【目標】:平成 27～29 年度(集中取組期間)

- 対象ため池耐震診断の実施 100 箇所
- 対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知 100 箇所

【H27 取組み状況】 ※3 月末見込み

- ため池の防災・減災に関する具体的な取り組みやその目標等ととりまとめた実行計画として「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定(11 月)
- 耐震診断 18 箇所実施
- ハザードマップ 22 箇所作成(地域版ハザードマップ 2 箇所含む)。住民への配布により周知

【H28 取組み予定】

- 耐震診断 52 箇所実施
- ハザードマップ 40 箇所作成。住民への配布により周知

アクション13 民間住宅・建築物の耐震化の促進

- ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～37）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。
- ・また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。

【目標】：平成27～29年度（集中取組期間）

- 昭和56年以前の開発地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区や公共性の高い建築物等を優先した耐震化の促進
- 所有者への個別訪問やダイレクトメール等による普及啓発による耐震化に関する意識向上



【H27 取組み状況】 ※3月末見込み

- 住宅所有者等に対し、補助制度を活用した木造住宅・建築物の耐震化の促進を働きかけ
- 平成28年度以降の耐震化促進の取組み方針等を示す「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を策定（1月）

【H28 取組み予定】

（住宅）

- 所有者への個別訪問やダイレクトメール等によるきめ細かな普及啓発
- 旧耐震住宅が集中する地区での重点的な取組み

（多数の者が利用する建築物）

- 平成28年度から制度化する予定の耐震改修補助を活用し、病院や学校、災害時に避難者を受け入れる協定などを市と締結したホテル・旅館などの耐震化を促進

アクション40 外国人旅行者の安全確保

- ・地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。

【目標】：平成27～29年度（集中取組期間）

- 必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取組みを促進



【H27 取組み状況】 ※3月末見込み

- 市町村・国際交流協会等を対象に、外国人旅行者（及び在住外国人）に対する災害対策に係る情報交換及び地震災害を想定したワークショップを実施（7月）
- 大阪観光局のHP「OSAKAINFO」に「緊急時お役立ちポータルサイト」「EMERGENCY」を開設するとともに、外国人旅行者が携行しやすい啓発カードを作成し、府内の観光案内所、宿泊施設、観光施設において配布を開始（8月）
- 府内の宿泊施設、観光施設、市町村を対象に、外国人旅行者の安全確保に関するセミナーを開催（1月）
- 国、関西広域連合、構成府県・政令市、民間事業者等からなる帰宅支援に関する協議会を設置し、外国人旅行者の安全にも配慮した取組みを含めたガイドラインの策定に向け検討に着手（2月）

【H28 取組み予定】

- 27年度に実施した外国人旅行者の安全確保に向けた取組みの方向性は維持しつつ、その充実・拡充を図るため、主に以下の点について取組みを行う。
 - ・平成27年度に開設したポータルサイトによる周知を継続するとともに、関係機関との協議を通じて内容の充実を図ることにより、外国人旅行者に対する情報提供を強化
 - ・地域でのワークショップ等により、災害発生時から帰国までの流れをフロー図の形式で整理し、関係機関の役割や連携方策の検討を行うことで、外国人旅行者への支援体制を構築
- 帰宅支援に関する協議会において、外国人旅行者の安全にも配慮した取組みも含めて、関西圏における大規模地震発生時の「帰宅支援に関するガイドライン」を策定

アクション 50 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化

- ・備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果(H26 実施)等を踏まえ、平成 27 年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。
- ・その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。
- ・集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。

【目標】:平成 27～29 年度(集中取組期間)

- 平成 27 年度中に「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定し、平成 28 年度以降、必要備蓄量の計画的な備蓄に努める
- 各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの概成



【H27 取組み状況】 ※3 月末見込み

- 府と市町村で大阪府域救援物資対策協議会設置(5月)し、市町村と協議を進め、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について(最終案)」公表(12 月)
- 「救援物資集配マニュアル(素案)」を作成し、大阪府域救援物資対策協議会で検討を進める。

【H28 取組み予定】

- 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について(最終案)」に基づき、今後、計画的備蓄を進める
- H28 年度中に大阪府域救援物資対策協議会で検討のうえ、「救援物資集配マニュアル」を策定